

山形県新型コロナウイルス感染症対策本部 第4回本部員会議

次 第

日時 令和2年3月27日(金)

午後5時～

場所 県庁3階 災害対策室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

- ① 府県対策本部の設置について
- ② 新型コロナウイルス感染症の状況について
- ③ 全国知事会の対応について
- ④ 山形県総合文化芸術館の開館事業について
- ⑤ 県職員の対応について
- ⑥ その他

(2) その他

4 閉 会

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県対策本部の設置等について

厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症について、そのまん延のおそれが高いと認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。（特措法第14条）



内閣総理大臣は、（当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、）閣議にかけて、臨時に内閣に政府対策本部を設置するものとする（同第15条）



政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない（同第22条）

※市町村には対策本部の設置義務は（現時点では）生じない

特措法に基づく、都道府県対策本部について

○所掌事務（同第22条）

当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務

○本部長（同第23条）

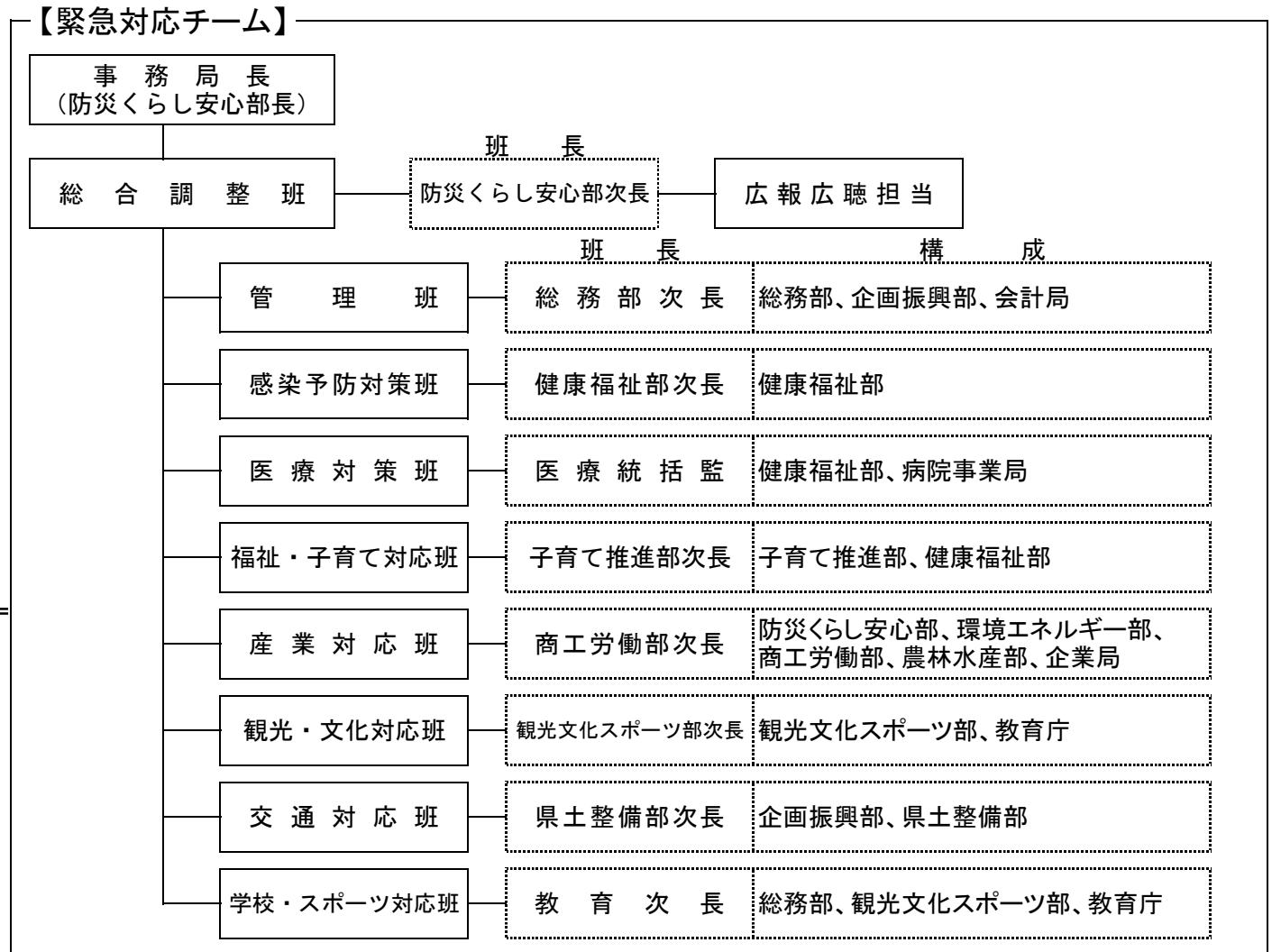
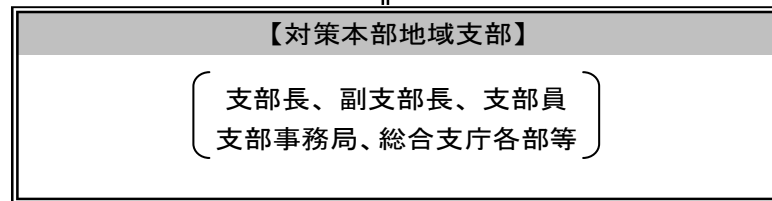
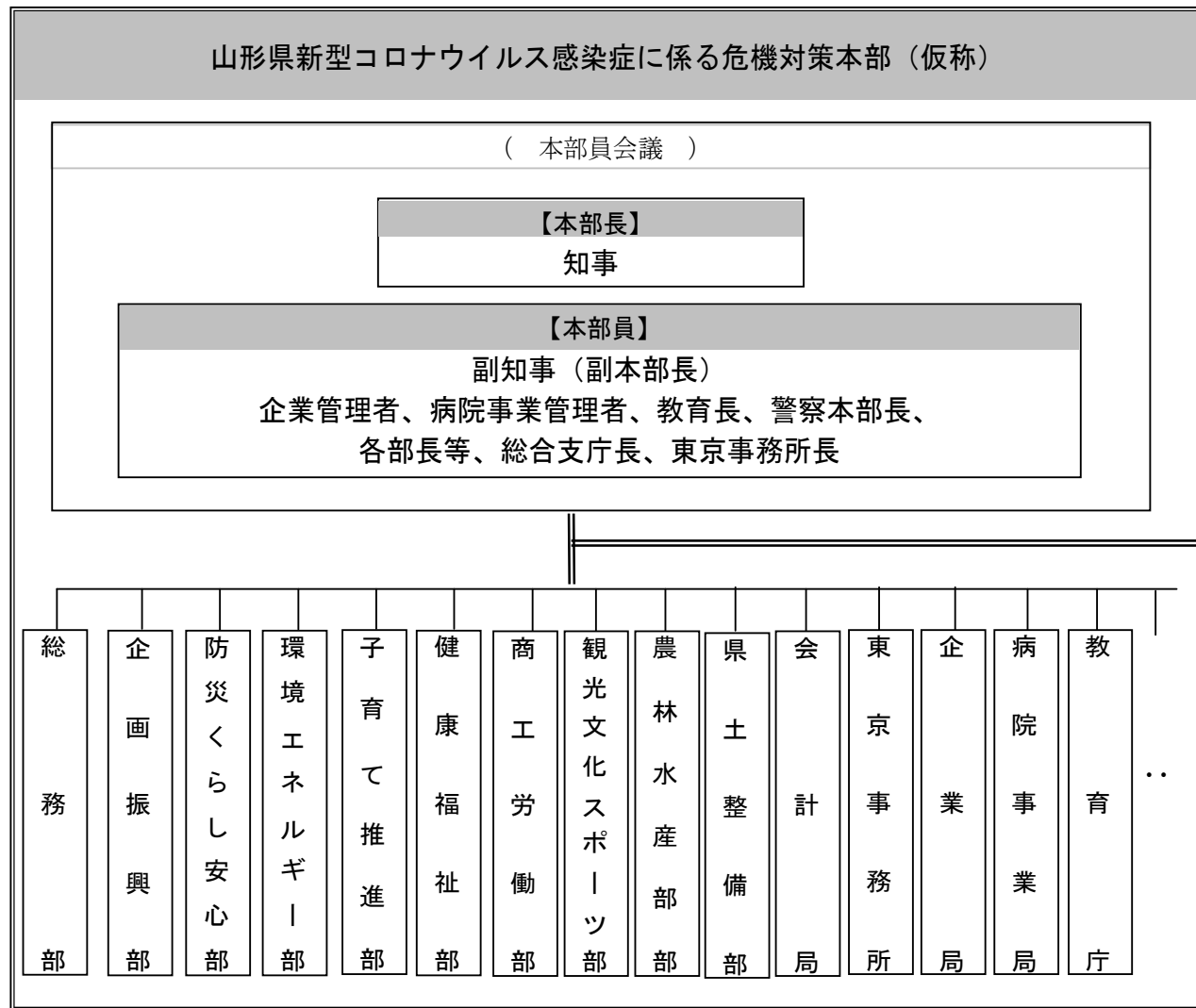
都道府県知事（対策本部長）、副知事、都道府県教育委員会の教育長、警視総監又は道府県警察本部長、特別区の消防長、その他都道府県知事が当該都道府県の職員から任命する者

○都道府県対策本部長の権限（同第24条）

○医療等の実施の要請等（同第31条）

県内で感染者が確認された場合の対応

「山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」に移行



【主な業務】

総合調整班	危機対策本部の設置運営、市町村との連携調整、関係機関との連絡調整、各対応班の連絡調整、情報の収集伝達、
広報広聴担当	報道機関への情報提供（記者会見、プレスリリース等）、ホームページ・SNSによる情報発信、総合相談窓口の設置運営
管理班	職員の罹患状況の把握・応援職員の動員確保調整、予算・議会对応、国等関係機関への緊急要望等
感染予防対策班	発生状況の把握、保健・医療情報の提供、感染拡大防止策の検討
医療対策班	帰国者・接触者相談センターの設置、帰国者・接触者外来の設置、入院病床の確保、対応医療機関の確保等医療体制の確保、備蓄感染防護資材の供給
福祉・子育て対応班	社会福祉施設等・児童福祉施設等への情報提供・要請等、社会福祉施設等・児童福祉施設等への影響の把握
産業対応班	事業所等、興行施設等への情報提供・要請等、県内経済への影響の把握
観光・文化対応班	観光・文化施設等への情報提供・要請等、観光業への影響の把握
交通対応班	空港・港湾・公共交通機関への情報提供・要請等、公共交通機関等への影響の把握
学校・スポーツ対応班	学校・スポーツ関係団体等への情報提供・要請等、学校・スポーツ関係団体等への影響の把握

新型コロナウイルス感染症の状況等について

1 感染者の発生状況

(1) 世界の状況 (厚生労働省発表 : 3月26日正午時点)

感染者数計 [189国・地域] 465,804人
うち死亡者 21,164人

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
日本 ※1	1,387	46	南アフリカ	709	0	ボツワナ	176	3	ホンジュラス	36	0	フィジー	5	0
中国	81,285	3,287	インド	657	12	チュニジア	173	5	ボリビア	32	0	シリア	5	0
イタリア	74,386	7,503	ロシア	651	1	ヨルダン	172	0	モナコ	31	0	モザンビーク	5	0
米国	65,285	1,031	フィリピン	636	38	モルドバ	149	1	マカオ	30	0	パチカン	4	0
スペイン	49,515	3,647	シンガポール	631	2	アルバニア	146	5	ケニア	28	0	ギニア	4	0
ドイツ	37,323	206	カタール	537	0	ブルキナファソ	146	4	ジャマイカ	25	1	エスワティニ	4	0
イラン	27,017	2,077	スロベニア	528	5	ウクライナ	145	5	グアテマラ	24	1	コンゴ共和国	4	0
フランス	25,233	1,331	ペルー	480	9	ベトナム	141	0	トーゴ	23	0	中央アフリカ	4	0
スイス	9,765	103	コロンビア	470	4	キプロス	132	3	ガーナ	23	0	カーボベルデ	4	0
英国	9,529	422	エジプト	456	21	マルタ	129	0	マン島	23	0	エリトリア	4	0
韓国	9,241	131	パナマ	443	8	ブルネイ	109	0	マダガスカル	19	0	ネパール	3	0
オランダ	6,412	356	クロアチア	442	1	スリランカ	102	0	バルバドス	18	0	スーダン	3	1
オーストリア	5,560	31	バーレーン	419	4	オマーン	99	0	ジャージー	16	0	アンティグア・バー	3	0
ベルギー	4,937	178	香港	410	4	セネガル	99	0	ジブラルタル	15	0	セントルシア	3	0
カナダ	3,385	35	メキシコ	405	5	カンボジア	96	0	ウガンダ	14	0	リベリア	3	0
ポルトガル	2,995	43	エストニア	404	0	アゼルバイジャン	93	2	モルディブ	13	0	ガンビア	3	1
ノルウェー	2,916	12	ドミニカ共和国	392	10	ガーナ	93	4	エチオピア	12	0	チャド	3	0
スウェーデン	2,510	42	アルゼンチン	387	8	ベネズエラ	91	0	アルバ	12	0	アンゴラ	3	0
ブラジル	2,433	57	セルビア	384	4	ベラルーシ	86	0	タンザニア	12	0	ジンバブエ	3	1
トルコ	2,433	59	イラク	346	29	アフガニスタン	84	2	ザンビア	12	0	ミャンマー	3	0
臺州	2,423	8	アラブ首長国連邦	333	2	カザフスタン	81	0	ジブチ	11	0	ラオス	3	0
イスラエル	2,369	3	レバノン	333	6	コートジボワール	80	0	モンゴル	10	0	ブータン	2	0
デンマーク	1,861	34	アルジェリア	302	21	ジョージア	75	0	ニューカレドニア	10	0	モリタニア	2	0
マレーシア	1,796	19	リトアニア	274	4	カメルーン	75	1	赤道ギニア	9	0	ニカラグア	2	0
チェコ	1,654	6	アルメニア	265	0	コソボ	63	0	エルサルバドル	9	0	ギニアビサウ	2	0
アイルランド	1,564	9	ブルガリア	242	3	パレスチナ	60	0	スリナム	8	0	マリ	2	0
ルクセンブルク	1,333	8	台湾	235	2	トリニダード・ト	60	0	ハイチ	8	0	セントクリストファー	2	0
エクアドル	1,173	29	ハンガリー	226	10	ウズベキスタン	60	0	ナミビア	7	0	チャネル諸島	1	0
チリ	1,142	3	モロッコ	225	6	キューバ	57	1	セーシェル	7	0	セントビンセント	1	0
パキスタン	1,063	8	ラトビア	221	0	モンテネグロ	52	1	ニジェール	7	0	ソマリア	1	0
ポーランド	1,051	14	スロバキア	216	1	リヒテンシュタイン	51	0	ドミニカ国	7	0	セントセラト	1	1
タイ	934	4	サンマリノ	208	21	コンゴ民主共和国	48	2	ガボン	6	1	パプアニューギニア	1	0
ルーマニア	906	17	ニュージーランド	205	0	モリシヤス	48	2	キルソー	6	1	東ティモール	1	0
ウズベキスタン	900	2	コスタリカ	201	2	ナイジェリア	46	1	ベナン	6	0	グレナダ	1	0
フィンランド	880	3	クウェート	195	0	キルギス	44	0	バミューダ	6	0	ベリーズ	1	0
ギリシア	821	22	ウルグアイ	189	0	ルワンダ	41	0	ガイアナ	5	1	タークス・カイコス	1	0
インドネシア	790	58	アンドラ	188	1	ハンガリー	39	5	ケイマン諸島	5	1	リビア	1	0
アイスランド	737	2	北マケドニア	177	3	ブラグアイ	37	3	バハマ	5	0	その他 ※2	712	10
											計	465,804	21,164	

※1 うち175人は無症状病原体保有者(症状は無いが、検査が陽性となった者)等
 ※2 国際輸送案件として、日本においてクルーズ船の乗員乗客等のうち712人が陽性と確認された人数

(2) 国内の状況 (厚生労働省発表 : 3月26日正午時点)

感染者数計 1,387人 [42都道府県] ※チャーター便帰国者を含む

都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者
北海道	168	神奈川県	88	京都府	32	高知県	12
青森県	6	新潟県	29	大阪府	157	福岡県	11
宮城県	2	石川県	8	兵庫県	118	佐賀県	1
秋田県	2	福井県	6	奈良県	9	長崎県	2
福島県	2	山梨県	4	和歌山県	17	熊本県	8
茨城県	10	長野県	5	岡山県	1	大分県	25
栃木県	10	岐阜県	16	広島県	4	宮崎県	3
群馬県	14	静岡県	3	山口県	6	鹿児島県	1
埼玉県	66	愛知県	157	徳島県	1	沖縄県	4
千葉県	56	三重県	9	香川県	1	その他 ※	39
東京都	265	滋賀県	6	愛媛県	3	計	1,387

※ 海外在住で一時帰国して発症した人や外国人等(検疫所職員、空港検疫を含む)
 ≪ 感染者未確認 : 5県 (岩手県、山形県、富山県、鳥取県、島根県) ≫

(参考) 退院者数

国内感染者	クルーズ船	計
359	601	960

※国内感染者には、チャーター便帰国者を含む

2 世界保健機関（WHO）及び政府の対応等

(1) WHO

- ・緊急委員会で「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言（1/31）
- ・グローバル危機準備担当局長が「現時点では、新型コロナウイルスは警戒レベルが最高度の世界的大流行を意味する“パンデミック”ではない」と表明（2/4）
- ・新型コロナウイルスの名称を「COVID-19」と命名（2/11）
- ・事務局長が「新型コロナウイルス流行の世界的なリスクについて、『高い』から最高レベルの『非常に高い』に引き上げた」と表明（2/28）
- ・事務局長が「新型コロナウイルス感染症について、“パンデミック”と言える」と表明（3/11）
- ・事務局長が“パンデミック”が加速している」と表明（3/23）

(2) 日本政府

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」への指定を閣議決定（1/28、施行は2/1）
 - ・厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の設置（1/28）
 - ・在留邦人の帰国に向け、チャーター機の派遣（1/28～5便）
 - ・閣議決定に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置（1/30～20回）
 - ・閣議了解に基づく入国管理の強化（中国湖北省は2/1～、中国浙江省及び旅客船は2/13～、韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡は2/27～、韓国：慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡、イラン：コム、テヘラン、ギーラーン各州は3/7～、イラン：アルボルズ、イスファハン、ガズヴィーン、ゴレスタン、セムナーン、マーザンダラン、マルキヤズィ、ロレスタンの各州、イタリア：ヴェネト、エミリア＝ロマーニャ、ピエモンテ、マルケ、ロンバルディアの各州、サンマリノ共和国は3/11～、イタリア：ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州、スイス：ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州、スペイン：ナバラ州、バスク州、マドリード州、ラ・リオハ州、アイスランドの全域は3/19～）
- 出入国管理及び難民認定法に基づき、入国の申請日前14日以内に上記地域に滞在歴のある外国人及び中国湖北省または浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人は、特段の事情が無い限り、当分の間入国を拒否。
 - 同じく、本邦の港に入港する目的の旅客船で、船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人についても、同様に入国を拒否。
 - 入国者は、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請（中国及び韓国は3/9～、シェンゲン協定加盟国（アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク）又はアイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ若しくはルーマニアの全域は3/21～、米国全域は3/26～）
 - 中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を、3月9日から成田国際空港と関西国際空港に限定するよう要請（3/6）
 - 以下の査証制限措置を3月9日から適用（3/6）
 - ・中国及び韓国に所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次・数次査証の効力を停止
 - ・香港及びマカオ並びに韓国に対する観光目的など90日以内の査証の免除措置を停止 等
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を発表（2/13）
 - ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催（2/16～7回）
 - ・「新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安」を厚生労働省が公表（2/17）
 - ・「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を発表（2/20）
 - ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を公表（2/25）
 - ・全国的なスポーツ・文化イベント等の今後2週間の中止・延期・規模縮小を要請（2/26）
 - ・全国すべての小・中・高・特別支援学校について3月2日からの臨時休業を要請（2/27）

- ・新型コロナウイルス感染の有無を調べる「PCR 検査」について医療保険適用（3/6～）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）を発表（3/10）
- ・全国的なスポーツ・文化イベント等について、今後概ね10日間程度、中止・延期・規模縮小の継続を要請（3/10）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部を改正する法律が3月13日に成立（3/14 施行）
- ・マスクの転売行為を禁止するための「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が3月10日に閣議決定（3/15 施行）
- ・政府備蓄のマスク250万枚を都道府県へ配布（3/18）
- ・生活不安に対応するための緊急措置を発表（3/18）
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表（3/19）
- ・医療機関向けマスク1,500万枚を政府が購入して都道府県に配布（3/23～）
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期を発表（3/24）
（これに伴い、東京2020オリンピック聖火リレーも延期（東京2020組織委員会））
- ・全世界を対象に危険情報をレベル2に引き上げ、不要不急の渡航自粛を要請（3/25）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく政府対策本部を設置（3/26）

3 本県の体制等

- (1) 県関係各課による「新型コロナウイルス関連感染症対策会議」の開催（1/24、1/28）
- (2) 副知事を議長とした「新型コロナウイルス感染症に係る対策会議」の設置・開催（1/29）
- (3) 知事を本部長とした「山形県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置（2/7）
 - ・第1回本部員会議の開催（2/10）
 - ・第2回本部員会議の開催（2/25）
 - ・第3回本部員会議の開催（3/23）
- (4) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき政府対策本部が設置されたことを受けて、同法に基づく「山形県新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行（3/26）
- (5) 知事記者会見の実施
 - ・2月28日、臨時記者会見で、学校における臨時休業等に係る対応を説明
 - ・3月6日、臨時記者会見で、本県の新型コロナウイルス感染症への対応状況について説明するとともに、感染予防の徹底と不確実な情報に惑わされることなく落ち着いた行動をとるよう、県民の皆様にメッセージを発表
 - ・3月19日、臨時記者会見（一部）で、県民の皆様に感染予防の徹底と県立病院における入院患者への面会の原則禁止措置への理解と協力をお願いするとともに、海外渡航や海外から帰国された方への注意喚起を行ったほか、中小企業・小規模事業者への資金繰り支援の実施について発表
 - ・3月24日、定例記者会見（一部）で、「新型コロナ受診相談センター」への名称変更などの医療・相談体制や県立学校における春休み・新学期等の対応、県主催イベントの開催に関する対応方針、緊急地域経済対応等について発表

4 全国知事会の動き

- (1) 新型コロナウイルス緊急対策本部会議を開催し、学校の臨時休業等に伴う対策の全額政府負担による実施や、学校給食の休止やイベントの中止等に伴う事業者・農林漁業者の減収への補償や支援等をはじめとした緊急提言を決定（3/5、6、17、23、24）

①新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言

- ・ N95マスク・手袋・防護服などの医療用資機材について政府による責任ある調達・供給
- ・ 感染拡大防止対策に必要なマスクや消毒液など民生用物資の安定供給等
- ・ 医療現場で迅速に検査を行う体制の確立や、治療薬の早期開発と治療方法の確立

②新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言

- ・ 感染状況等に応じた学校再開の基準やこれからの想定スケジュール等の提示
- ・ 放課後児童クラブ等の運営にかかる経費への財政措置等
- ・ 給食・スクールバス・タクシー業者など関係事業者に生じる損失への補償等

③新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言

- ・ 学校の一斉臨時休業により影響が生じる関係事業者等の資金繰りや収入減に対する支援等
- ・ イベントの中止・延期等により影響が生じる関係事業者への融資制度の弾力的な運用等
- ・ 地域経済への影響を最小限に留めるための交付金制度の創設や雇用対策の実施等

④新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言

- ・ 緊急事態宣言の発動の判断基準及び区域設定の考え方の明確化
- ・ 国民生活への影響が非常に大きい私権の制限措置の適切な実施に向けた政府の配慮

⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望

- ・ 国の一斉臨時休業要請終了後の学校再開について考え方の提示
- ・ 臨時休業措置に必要な情報について国と都道府県・市町村での共有

⑥新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

- ・ 医療現場等へのN95マスクなどの医療用資機材について政府による調達・供給の継続
- ・ 社会福祉施設等への衛生物品等について政府による責任ある調達・供給
- ・ イベント等の開催や事業活動を継続していく上での判断基準の明確化

⑦改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言

- ・ 都道府県との総合調整のための政府対策本部の速やかな設置
- ・ 緊急事態宣言の発動の際の都道府県知事との意見の聴取など十分な連携の実施

⑧新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について

- ・ 融資限度額の引上げ、返済期間の延長などの金融支援策の強化
- ・ 宿泊料金割引制度の創設、地域振興券の交付など消費喚起対策の実施

⑨新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に係る緊急提言

- ・ N95マスク・手袋・防護服などの医療用資機材について政府による責任ある調達・供給
- ・ 感染拡大防止対策に必要なマスクや消毒液など民生用物資の安定供給等
- ・ イベント等の開催や事業活動の継続の判断基準の明確化、中止等に伴う営業損失への補償

(2) 飯泉全国知事会会長（徳島県知事）及び関係常任委員長が政府等への要請活動を実施

(3/5、6、18、24、25)

(3) 全国知事会（飯泉会長ほか）と厚生労働省（加藤大臣ほか）の意見交換を実施（3/25）

5 本県の感染症予防等への対応

(1) 医療体制の整備

①医療関係者による「新型コロナウイルス感染症医療連絡会議」の開催

- ・ 県内の病院を対象とした連絡会議を開催し、情報共有（2/7）
- ・ 患者の受け入れ体制の確認と情報共有を行う第2回会議を開催（3/4）

- ②市町村等の関係機関による「新型コロナウイルス感染症に係る県・市町村等危機管理連絡会議」の開催
- ・感染が確認された場合に県医師会や県社会福祉協議会、市町村などの関係機関の迅速な対応を確認するための会議を開催（3/6）
 - ・2回目の同会議を開催する予定（3/27）
- ③衛生研究所における新型コロナウイルスに係る検体の検査
- ・厚生労働省の検査基準に加え、診察した帰国者・接触者外来の医師と保健所長の判断で幅広く検査を実施
 - ・患者の増加に備え、1日当たりの検査件数を増やすため検査機器を増設（60検体→80検体）
(3/25)
- ※3月26日現在 166件の検査を実施（いずれも陰性）
- ④感染症指定医療機関等による患者の受け入れ態勢の整備
- ・感染症指定医療機関（県立中央病院、県立新庄病院、県立河北病院、日本海総合病院、公立置賜総合病院）における患者の受け入れ態勢を整備
 - ・既存の指定病床18床を超える患者が発生した場合を想定し、感染者が入院できる病床（150床程度）の受け入れ態勢を確認（3/4）
- ⑤新型コロナ感染症外来の設置（3月26日現在 13医療機関）
- ・厚生労働省方針に基づき、患者を専門の医療機関で確実に診療し、医療機関を発端とした感染症のまん延を防止するため、対応可能な医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置（2/10：10医療機関を設置、2/18：11医療機関に拡充、2/19：12医療機関に拡充、2/26：13医療機関に拡充）
 - ・「新型コロナ感染症外来」に改称して運営（3/23～）
- ⑥感染防止資機材の備蓄等
- ・新型コロナウイルスに対応する医療機関用として、使い捨てマスクやガウン、ゴーグル、手袋等を各保健所に備蓄
 - ・保健所における防疫備品（ガウン、ゴーグル等）の追加配備を予定
 - ・厚生労働省から政府備蓄分として無償配布されたマスクを県内保健所及び医療機関へ約27,000枚を配布（3/17～）
 - ・厚生労働省が購入して確保した医療機関向けマスク1,500万枚のうち、本県分として配布された181,000枚を感染症指定医療機関、市中医療機関、介護施設等に配布（3/23～）
- ⑦患者搬送体制の整備
- ・消防機関を対象とした連絡調整会議を開催し、患者発生時の搬送体制等を確認（2/21）
- （2）感染症対策に係る注意喚起等の広報と相談対応**
- ①各種広報媒体等を活用した県民の皆様への迅速な情報提供と必要な注意喚起
- ・県ホームページやSNSによる注意喚起及び県内報道機関に対する情報提供（随時）
 - ・県政テレビ（2/16）、県政ラジオ（2/7～）による注意喚起
 - ・生命保険会社やスーパー・コンビニとの協定に基づく注意喚起チラシの配布（2/下旬～）
 - ・臨時の記者会見において知事及び医療統括監より、感染症対策の徹底と医療機関の受診にあたっての注意を喚起（3/6）
- ②新型コロナ相談窓口の設置（3月26日現在 2,309件の相談受付）
- ・県庁及び県内5保健所に電話相談窓口を設置し、県民の皆様や医療機関等からの相談に対応
(1/24～)
 - ・「新型コロナ相談窓口」に改称して運営（3/23～）

③新型コロナ受診相談センターの設置（3月26日現在 1,846件の相談受付）

- ・厚生労働省方針に基づき、住民の不安を軽減するとともに、患者を専門の医療機関に確実につなぎ、医療機関を発端とした感染症のまん延を防止するため、県内5保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置（2/10）
- ・「新型コロナ受診相談センター」に改称して運営（3/23～）

④医療機関情報ネットワークの多言語対応（システム構築中）

- ・医療機関や薬局の情報を提供する「医療機関情報ネットワーク」の英語対応に加え、新たに中国語簡体字、繁体字、タイ語、韓国語での対応を予定

(3) 学校における感染防止等の対応

①一斉臨時休業の指示・要請等

(ア) 公立学校

- ・学校臨時休業等に係る政府の要請に対応し、県立学校に対し、3月2日から春休みまでを臨時休業とすることを指示。市町村立学校についても同様の対応とすることを市町村教育委員会に要請（2月28日、文書による通知及び知事臨時記者会見を実施）

<各市町村の学校臨時休業の状況>

◆3月2日から【18市町村】

上山市、村山市、東根市、尾花沢市、西川町、大石田町、舟形町、戸沢村、米沢市、長井市、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、鶴岡市、三川町、庄内町

◆3月3日から【13市町村】

山形市、天童市、山辺町、中山町、河北町、朝日町、大江町、金山町、最上町、真室川町、大蔵村、酒田市、遊佐町

◆その他【4市町村】

寒河江市：3月2～4日、新庄市・鮭川村：3月2～3日、南陽市：3月3～4日

- ・県立学校に対し、臨時休業に引き続き春休み（学年末休業・学年始休業）とし、当面の間、これまでと同様に生徒は登校せず、講習や部活動も行わないことを指示。市町村立学校についても同様の対応とすることを市町村教育委員会に依頼（3/12）

(イ) 私立学校

- ・文部科学省の通知を踏まえ、各私立高校に対し、臨時休業等を要請（2月28日、文書による通知）
- ・全ての私立高校（全日制）で臨時休業の実施を決定（通信制高校は3月中の登校日なし）

②児童生徒の居場所の確保に係る体制整備

- ・知事と教育長連名により、学校の臨時休業に伴う児童生徒の居場所の確保に係る体制整備（学校の施設の活用や放課後児童クラブでの対応、教員への支援の要請など）について各市町村長・教育長に対して文書により依頼（3/1）
- ・県立特別支援学校へ、学校の臨時休業に伴う幼児児童生徒の居場所の状況把握、福祉事業所等の各種サービスの情報提供、学校施設を活用した柔軟な対応について文書により検討を指示（3/1）

③子どもを持つ職員・従業員等への配慮に係る企業等への協力要請について

- ・企業等に対し、保護者の休暇取得や在宅勤務、短時間勤務、時差出勤等の配慮を要請（2/28）

④自宅で過ごす児童と保護者に向けた情報提供

- ・「やまがた子育て応援サイト」で、長い時間自宅等で過ごすお子さんと保護者のみなさんに役立つ情報や活用できる動画等のリンクを紹介（3/7～ 随時更新予定）

(4) 令和2年度山形県公立高等学校入学者選抜における対応

・新型コロナウイルス感染症に罹患した志願者またはその疑いのある志願者が、受検できない状況が生じた場合に受検機会を確保するための特例措置を公表 (3/4)

※3月10～11日に実施した入学者選抜において、特例措置の該当者はなし

・合格発表については、大型掲示板等による一斉発表は行わず、学校敷地内の複数箇所において「合格者受検番号一覧」の配付をもって実施 (3/17)

(5) 卒業式に関する指示・要請等

・県立学校に対し、卒業式は最短の時間で終了するとともに、参加者は卒業生と教職員に限定し、保護者は代表1名とし在校生は必要最小限とすることなどについて指示。市町村立学校についても同様の対応とすることを市町村教育委員会に要請 (2/28)

・小中学校の卒業式に関し、県教育委員会は各市町村教育委員会の判断を尊重するものであり、児童生徒の発達段階を踏まえた心情等にも配慮したうえで、適切に対応いただきたい旨を県教育長が記者会見するとともに、各市町村教育委員会に文書により依頼 (3/6)

(6) 学校における春休み・新学期等の対応

①公立学校

・県内で感染者が確認されていないこと、児童生徒のストレスの増加、政府の専門家会議の提言、さらには県内外の専門家等からの意見などを踏まえた上で総合的に判断し、感染防止対策の徹底を図った上で学校教育活動を一部再開することを県立学校に指示。市町村立学校及びスポーツ少年団についても同様の対応とすることを市町村教育委員会及び県スポーツ協会に依頼 (3/23 文書により通知・依頼)

②私立学校

・県立高校の対応を踏まえ、適切な対応を行うよう各私立高校に依頼 (3/24 文書により通知)

(7) その他学校に関する対応

・文部科学省が4月16日に予定していた全国学力・学習状況調査の実施を延期したことなども考慮し、同日に予定していた県が独自に実施している県学力等調査の延期を決定 (3/19)

(8) 令和2年度県立米沢栄養大学一般入試（後期日程）における対応

・3月12日の一般入試（後期日程）における面接の中止を決定（大学入試センター試験の成績と調査書の内容で合否を決定） (3/5)

(9) イベント等への対応

・県主催のイベント等で一般の方が参加するものについては、感染予防の観点から当面の間、開催の中止や延期を決定（県ホームページ等により周知）

6 本県経済等への影響及び対応

(1) 影響

・本県から中国に進出している県内企業（56社）については、多くの企業が操業再開してきているものの、物流の遅延・停滞や従業員が一部確保できないなどの状況がみられ、生産活動が停滞しており、フル操業まで時間を要している状況にある。

・その他の県内企業においては、中国からの部品、原材料等が調達できないことにより、自動車や電子機器関連の企業などで、生産活動の停滞がみられるとともに、中国経済の減速等に伴い受注量が減少する企業が出てきている。また、世界レベルでの感染拡大が続く中、株価の下落や円高傾向による県内経済への影響の懸念が広まっている。

- ・飲食業、旅館・ホテル等については、政府による不要不急の集まりへの自粛の呼び掛けや学校臨時休業の要請もあり、卒業謝恩会をはじめとする宴会等のキャンセルが相次いでいるほか、新規予約も低調で売上げが大きく減少している。
- ・学校臨時休業に伴う、スクールバスの運行休止や学校給食の休止により、スクールバス運行請負業者や学校給食請負業者、納品業者、農産物の生産者等に影響が出ている。
- ・山形空港の伊丹便1往復が需要減退により一時減便（3月12日～4月19日）
- ・庄内空港の羽田便1往復が需要減退により一時減便（3月9日～4月28日（※3月28日のみ減便せず通常運航見込み））
- ・旅行を手控える動きが広がる等、県内の宿泊施設や観光立寄施設、旅行会社では、宿泊や旅行のキャンセルが相次いでいるほか、3月、4月の予約も前年を大きく下回り、売上げの大幅な減少が見込まれている。
- ・台湾と本県を結ぶ国際定期チャーター便の4月及び5月の運航見合わせとともに、酒田港に寄港予定の外航クルーズ船の寄港が一部中止となっている。
- ・庄内交通 夜行高速バス「東京ディズニーランド®線」が需要減退により一時全便運休（3月24日～4月22日出発分）
- ・庄内交通 夜行高速バス「京都・大阪・USJ線」が需要減退により一時全便運休（3月23日～4月23日出発分）

（2）対応

①県の支援策

- ・「新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口」の設置（2/25～）
※3月26日現在 142件の相談受付
- ・山形県商工業振興資金融資制度（地域経済変動対策資金（以下、地域変動資金））の対象事象に「新型コロナウイルス」を指定（2/25）
- ・少雪・暖冬対策と合わせ、宿泊クーポンの発行による割引事業を実施（2/28～）
- ・政府のセーフティネット保証4号（3/2）・5号（3/6）、危機関連保証（3/13）の発動により、セーフティネット保証・危機関連保証の認定を受けた中小企業者が、地域変動資金を利用した場合に保証料が無料
- ・花き産業を応援するため、「花を飾ろう！花を贈ろう！運動」を実施（3/12～）
- ・特に売上げの減少が大きい中小企業者・小規模事業者を対象に、県、市町村、金融機関の負担により、地域変動資金を無利子とする制度を創設（3/16～）
- ・新たに設立する「山形県緊急地域経済対策協議会」（構成員：県、市町村、県商工会連合会、県商工会議所連合会）に対し、県と市町村が補助金を支出し基金を積み立て、各商工会・商工会議所を通して、地域における消費活動を喚起する取組みの支援決定（3/23）
- ・地域変動資金の無利子融資制度について、3月16日まで遡及適用して要件緩和と融資限度額の引上げによる拡充（3/24）

②学校臨時休業等に伴い事業活動に影響が生じる県内企業への対応

- ・「新型コロナウイルスに係る学校臨時休業に伴う緊急経済対応会議」を、山形県新型コロナウイルス感染症対策本部の下に、知事を議長として3月1日に設置し、同2日及び9日に会議を開催
- ・「新型コロナウイルスに係る学校臨時休業に伴う特別相談窓口」を商工労働部産業政策課内に設置（3/2～）※3月26日現在 13件の相談受付
- ・主要業界からヒアリングする（3/2～）など県内経済活動への影響を把握し、全国知事会を通して随時政府への緊急提言を実施

- ・金融三団体（銀行協会、信用保証協会、信用組合協会）に対し、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援（返済猶予や借換等）を要請（3/19）
- ・新型コロナウイルスに係る経済金融連絡会議を開催（3/19）
政府及び県の経済施策の情報共有及び県からは金融機関に対し迅速な融資審査と柔軟な対応を商工団体に対しては企業への適切な指導・助言を要請
- ・給食用牛乳やヨーグルトの需要減少への対応及び児童の健康増進のため、県内の放課後児童クラブへ県産牛乳と県産ヨーグルトの無償提供を実施（3/25・27）

③政府の支援策の活用

(ア) 資金繰り支援（経済産業省、農林水産省）

- ・日本政策金融公庫による衛生環境激変対策特別貸付制度の発動（2/21）
- ・セーフティネット保証4号（自然災害等）の発動（3/2）及び5号（業況悪化の業種）の対象業種の追加指定（3/6）を行い、信用保証協会において一般保証とは別枠で案件に応じて100%保証（4号）または80%保証（5号）保証による資金繰りの支援
- ・日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金等による資金繰りの支援（3/10（適用2/1～））
- ・危機関連保証を発動し、信用保証協会においては一般保証、セーフティネット保証とは異なる別枠での100%保証による資金繰り支援（3/13～）
- ・日本政策金融公庫による特別貸付と売上げが減少した事業者※への特別利子補給制度による借入後3年間の無利子化（3/17～）
※個人事業主⇒要件なし、小規模事業者⇒売上高▲15%、中小企業者⇒売上高▲20%
- ・商工中金及び日本政策投資銀行による危機対応業務（中小企業に加え、大企業・中堅企業への資金繰り支援）（3/19～）

(イ) 雇用調整助成金の特例措置の対象事業主拡大（厚生労働省）（3/4（申請開始3/10～））

(ウ) 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（厚生労働省）

- ・小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金（日額上限8,330円）の創設（3/10（申請開始3/18～））
- ・個人についても、業務委託契約等に基づき、発注者から一定の指定を受けているなどの要件を満たす場合に、臨時休業した小学校等の子の保護者が就業できなかった日数に応じて定額（4,100円/日）を支援（3/10（申請開始3/18～））

(エ) 個人向け緊急小口資金等の特例の創設（厚生労働省）

- ・山形県社会福祉協議会において、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により一時的に収入が減少した世帯等を対象として、緊急小口資金等の特例貸付を実施（3/25～）

	緊急小口資金（休業された方向け）	総合支援資金（失業された方等向け）
対象者	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	・10万円以内 (学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内)	・(2人以上) 月20万円以内 ・(単身) 月15万円以内 貸付期間：原則3月以内

以上

知調二発第 182 号
令和 2 年 3 月 27 日

各都道府県知事 様

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部本部長
全国知事会会長 飯泉 嘉門
(公 印 省 略)

就職や進学等に伴い転出される皆様に対する新型コロナウイルス
感染症拡大防止に関する注意喚起について (お願い)

これから 4 月を迎え、就職や進学等の機会が増えてくことと存じます。

昨日開催しました、「第 3 回全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部」において、鈴木北海道知事から、就職や進学等で転出される皆様に対する注意喚起の全国的な取組について提起があり、対策本部においてもそのことを確認しました。

新年度に向けた就職や進学等のため、全国各地から東京都を初めとする感染が拡大している地域に転出される方が多い時期にあることを念頭に、全都道府県が連携して住民の方々に感染拡大に向けた注意喚起を行い、行動変容を促していくことが必要です。

各都道府県におかれましては、今後の感染者の爆発的増加やロックダウン (都市封鎖) などの最悪の事態を回避し、1 日も早く感染拡大の事態を収束させるため、昨日、首都圏の 1 都 4 県知事が発表した共同メッセージ (別紙) を参考に、就職や進学等で転出される皆様に念頭に、次の点について注意喚起していただきますよう、お願い申し上げます。

《呼び掛ける主な内容》

- 「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話」の条件が重なる場所を避けるための行動をとって下さい
 - 特に感染の発見が難しい若年層の皆様の慎重な行動をお願いします
 - 人込みへの不要不急の外出を自粛して下さい
 - イベントなどへの参加を自粛して下さい
- * これら以外にも、地域の特性に応じた取組をお願いします。

担当：調査第二部
TEL 03-5212-9131
FAX 03-5210-2020
E-mail cho2adm@nga.gr.jp

山形県総合文化芸術館の開館事業について

(1) 開館記念式典

①開催概要

(日 時) 令和2年3月29日(日) 9:15~10:05 (50分)

(内 容) 記念式典(式辞、祝辞、テープカット等) (30分)

アトラクション(林家舞楽) (20分)

(参加予定者) 約300名(文化・芸術関係者、市町村長、県議会議員等)

②対応案及びその考え方

(ア)「県主催イベント等の開催に関する対応方針」に沿って確認し、対応を行う。

- 1 不特定多数の者が参加する内容にはしない。
特定されている者のみが参加する内容とする。
- 2 そのうえで、次の(1)~(5)の事項を実施できる環境を整える。
 - (1) クラスターの発生リスクを下げるため次の対応をとる。
 - ① 換気の状態
適切に換気ができる状態にある。(適切な換気システムによる持続的換気、又は1時間に1~2回程度の定期的な換気)
⇒総合文化芸術館の場合、換気能力が高く、大ホール容積を10分間、静音で実施可能。式典中を通して静音での最大限の換気を行う。
 - ② 人の密度の状態
会場の広さを確保して、会場内で人を密集させない環境を整備し、お互いの距離を1~2メートル程度あけるなどの対応が可能である。
⇒出席者約300名は、一定の間隔(1m以上の間隔:約2席分)をとって座席配置する。
 - ③ イベント等の内容
近距離での会話や発声、高唱を避けることができる。
⇒予定していた中高生による記念演奏を取りやめる。また、参加者は原則マスクをしてもらい近距離での会話を遠慮いただくよう依頼する。
 - (2) 海外渡航歴等の確認
2週間以内に海外(新型コロナウイルスの感染拡大国)又は国内の感染拡大地域への旅行・出張から帰県・来県した人には、参加(利用)を控えていただくよう事前に周知するとともに、イベント当日もその旨を会場に掲示するなどの対応を行うこと。
⇒事前に出席者に周知・確認するとともに、当日も周知・確認する。
 - (3) 高齢者、慢性疾患等への対応
高齢者(65歳以上)の方、慢性疾患で治療中の方、及び過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は、マスクの着用等により感染予防策をしっかりとって御来場いただくか、又は安全をみて御来場を控えていただくよう周知する。
⇒事前に出席者に周知を行う。
 - (4) イベント等参加者の氏名と連絡先(電話番号等)を把握する。
 - (5) イベント当日は①人の密度管理、②近距離での会話を避ける等の留意事項を徹底するため、アナウンスする。

(イ) その他の予防対策として下記を行う。

- ・スタッフはマスクを着用する。
- ・咳や発熱などの症状がある方は来場を控えていただく。
- ・過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は、マスク着用等により感染症予防策をしっかりとって参加いただくか、来場を控えていただく。
- ・会場入り口に体表面温度感知器を8台設置し、発熱が感知され、体温測定の結果37.5度以上の方の入場をご遠慮いただく。
- ・会場入り口にアルコール消毒薬を設置し、手指の除菌後の入場を徹底する。
- ・開場の際、どうしても列が出来てしまう場合には、間隔を取って並んでいただくよう案内する。
- ・式典終了後、間隔をあけて移動するようアナウンスを行う。
- ・口からの感染防止のため、休憩中のコーヒー販売等は実施しない。
- ・ブランケットの貸し出しを中止する。
- ・階段の手すりや扉の取っ手等、除菌用薬剤での清掃を強化する。

(2) 開館記念コンサート

①開催概要

(日 時) 令和2年3月29日(日) 16:00~18:00 (120分予定(うち休憩20分))

(内 容) 有名ピアニスト(小曾根真)や有名指揮者(太田弦)、山響創立名誉指揮者(村川千秋)と山響による記念コンサート

(参加予定者) 式典招待者約300名(うち式典で演奏予定だった高校生等49名)

②対応案及び考え方

(ア)「県主催イベント等の開催に関する対応方針」に沿って確認し、対応を行う。

1 不特定多数の者が参加する内容にはしない。

特定されている者のみが参加する内容とする。

2 そのうえで、次の(1)~(5)の事項を実施できる環境を整える。

(1) クラスターの発生リスクを下げるため次の対応をとる。

① 換気の状態

適切に換気ができる状態にある。(適切な換気システムによる持続的換気、又は1時間に1~2回程度の定期的な換気)

⇒総合文化芸術館の場合、換気能力が高く、大ホール容積を10分間、静音で実施可能。演奏中・休憩中を通して静音での最大限の換気を行う。

② 人の密度の状態

会場の広さを確保して、会場内で人を密集させない環境を整備し、お互いの距離を1~2メートル程度あけるなどの対応が可能である。

⇒出席者約300名は、一定の間隔(1m以上の間隔:約2席分)をとって座席配置する。

③ イベント等の内容

近距離での会話や発声、高唱を避けることができる。

⇒参加者は原則マスクをしてもらい近距離での会話を遠慮いただくよう依頼する。

(2) 海外渡航歴等の確認

2週間以内に海外(新型コロナウイルスの感染拡大国)又は国内の感染拡大地域への旅行・出張から帰県・来県した人には、参加(利用)を控えていただくよう事前に周知するとともに、イベント当日もその旨を会場に掲示するなどの対応を行うこと。

⇒事前に出席者に周知・確認するとともに、当日も周知・確認する。

(3) 高齢者、慢性疾患等への対応

高齢者（65歳以上）の方、慢性疾患で治療中の方、及び過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は、マスクの着用等により感染予防策をしっかりとって御来場いただくか、又は安全をみて御来場を控えていただくよう周知する。

⇒事前に出席者に周知を行う。

(4) イベント等参加者の氏名と連絡先（電話番号等）を把握する。

(5) イベント当日は①人の密度管理、②近距離での会話を避ける等の留意事項を徹底するため、アナウンスする。

(イ) その他の予防対策として下記を行う。

- ・スタッフはマスクを着用する。
- ・咳や発熱などの症状がある方は来場を控えていただく。
- ・過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は、マスク着用等により感染症予防策をしっかりとって参加いただくか、来場を控えていただく。
- ・会場入り口に体表面温度感知器を8台設置し、発熱が感知され、体温測定の結果37.5度以上の方の入場をご遠慮いただく。
- ・会場入り口にアルコール消毒薬を設置し、手指の除菌後の入場を徹底する。
- ・開場の際、どうしても列が出来てしまう場合には、間隔を取って並んでいただくよう案内する。
- ・コンサート終了後、間隔をあけて移動するようアナウンスを行う。
- ・口からの感染防止のため、休憩中のコーヒー販売等は実施しない。
- ・ブランケットの貸し出しを中止する。
- ・階段の手すりや扉の取っ手等、除菌用薬剤での清掃を強化する。

(ウ) 一般チケット購入者に対しては、払い戻しを行う。

- ・説明連絡終了次第、口座振り込みを希望する方の口座確認等を行った後、一斉に4月1日から払い戻しを行う。

(エ) ネット配信の実施

- ・県民の皆様が鑑賞できる機会を確保するため、後日アーカイブ配信（画像と音源を後日インターネットで配信）を行う。

以上